

スマートフォンアプリを活用したフレイル予防ウォーキング事業 業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 事業名

スマートフォンアプリを活用したフレイル予防ウォーキング事業業務委託

2. 事業の目的

スマートフォンアプリを活用したウォーキング事業を実施し、継続的にウォーキング等の健康づくりに取り組むためのきっかけとする。本業務は、働き世代をはじめとする幅広い年齢層の運動習慣の定着を図り、働き世代からのフレイル予防を行うことを目的とする。なおスマートフォンアプリを利用することで ICT 利活用を促進する。

3. 事業概要

(1) 事業内容

市内在住の40歳以上の者に対してスマートフォンウォーキングアプリによるウォーキング促進イベントを開催し、目標達成者の中から抽選で景品を付与するもの。

(詳細は、別紙「業務委託仕様書」のとおり)

(2) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

(3) 事業費の上限額

9,567,250円(消費税及び地方消費税込み)

4. 参加資格の要件

(1) 各務原市競争入札参加資格を有していること。

(2) 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱(平成14年9月30日決裁)による指名停止を受けていないこと。

(3) 営業に関し法令上の許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けていること。

(4) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年7月23日決裁)に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

5. 公募スケジュール

項目	日程	備考
質問書の提出期限	令和8年4月14日(火) 午後4時(必着)	メールのみ受付
質問に対する回答	令和8年4月16日(木)	各務原市公式ウェブサイトにて回答
参加表明書提出期限	令和8年4月23日(木) 午後4時(必着)	持参または郵送
提案書の提出期限	令和8年4月23日(木) 午後4時(必着)	持参または郵送
プレゼンテーション・ヒアリング 及び評価委員会	令和8年5月1日(金)	時間等は参加表明者に後日通知
評価結果の通知	令和8年5月中旬	参加者全員に通知
契約締結予定	令和8年5月下旬	

6. 参加の申込み等

- (1) 提出書類 公募型プロポーザル方式参加表明書
- (2) 提出期限 令和8年4月23日(木)午後4時(必着)
- (3) 提出方法 各務原市総合福祉会館(各務原市那加桜町2丁目163番地)1階に持参
又は13. に郵送

7. 提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ・提案書(A4判両面印刷、表紙含み6ページ程度)10部
 - ・概算見積書(任意様式)10部
- (2) 提案書への記載内容
 - ・本事業で用いるアプリの運用実績
 - ・本事業で用いるアプリの機能概要(アプリの画面資料含む)
 - ・業務実施計画
 - ・業務実施に係る人員体制、トラブル発生時の対応や連絡体制
 - ・景品の発送概要及び実績、個人情報保護に関する対策
 - ・チラシ、ポスター作成実績
 - ・アプリに関する問合せ対応体制
- (3) 提出期限 令和8年4月23日(木)午後4時(必着)
- (4) 提出方法 各務原市総合福祉会館(各務原市那加桜町2丁目163番地)1階に持参
又は13. に郵送

8. プレゼンテーション及びヒアリングについて

提案書の提出後、提案に係るプレゼンテーション及び評価委員会のヒアリングを実施する。
なお、プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、採点を行わない。

- (1) 実施日: 令和8年5月1日(金)(※詳細は別途通知)
- (2) 会場: 各務原市役所(※詳細は別途通知)
- (3) 時間構成: プレゼンテーションおよびデモンストレーション20分、ヒアリング10分
(1提案者あたり)
- (4) 留意事項
 - ・プレゼンテーションでは、提案書をスクリーンに投影して説明することができる。プロジェクター及びスクリーンは市が用意するが、パソコン等その他の必要機器は提案者の持ち込みとする。
なお、スクリーンに投影する場合は、事前に問合せ先に連絡すること。
 - ・プレゼンテーションは、事前に提出された提案書等を用いて行うこととし、追加資料の配布は認めない。ただし、必要な場合に限り補足資料をスクリーンに投影することは認める。
 - ・デモンストレーションでは、アプリの初期設定や使用方法等を説明すること。

9. 評価及び選定結果について

- (1) 評価について
 - ・別紙「評価基準表」に基づき、評価委員会にて提案書の書面評価を行う。
 - ・各評価委員の評価点の合計点が最も高い提案者を選定する。

・評価委員の評価点の合計が、総評価点の半分に満たない提案者は選外とする。

(2) 選定結果について

選定結果については、書面にて全提案者に通知するものとする。なお、選定結果についての異議申し立ては受け付けない。

10. 契約事項

(1) 契約については、提案採用者と提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。

なお、事業内容のうち、「アプリ運用管理」及び「景品の仕入れ、管理、発送」に相当する委託料については、確定した実績数量に基づく精算を変更契約により行うものとする。

(2) 「11. 資格喪失」に該当する場合で提案採用者との契約締結が不可能となった場合は、次点の提案者との協議を行なうことがある。

(3) 契約の履行に関しては、各務原市契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

11. 資格喪失

(1) 提案書その他提出された書類に虚偽の記載があったとき。

(2) 本要領で定める資格要件をみたさないこととなったとき。

(3) 「10. 契約事項 (1)」で行う協議が整わなかったとき。

12. その他

(1) 提案に要する費用については、提案者の負担とする。

(2) 提出された書類は、各務原市情報公開条例（平成11年条例第2号）に基づく情報公開請求があったときは、原則として公開する。ただし、同条例第6条第1項各号に規定する非公開事由に該当する部分があると市が認めたときは、該当部分を非公開とすることがある。

(3) 提案採用者とならなかった者の提出書類一式は返却する。

(4) 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることができる。

(5) 無効となる提案書

・提案書の提出場所・提出方法・提出期限に適合しないもの

・この実施要領に指定する提出書類に適合しないもの、又は不足するもの。

13. 書類提出先およびお問い合わせ先

各務原市 健康福祉部 健康づくり推進課

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地

TEL 058-383-7258 FAX 058-383-9151

E-mail kenkok@city.kakamigahara.gifu.jp

問い合わせ時間 8:30~17:15（土・日・祝日を除く）

担当：川島、清水